

猫の不妊・去勢手術費用助成金

猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすとともに地域住民の方々の良好な生活環境の保持を目的として、予算の範囲内で猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成します。

【助成対象者の条件】

- 本山町の住民基本台帳に登録されている者
- 飼い猫、飼い主のいない猫を飼養管理していること
- 町税等を滞納していないこと
- 本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に規定するいずれにも該当しないこと

【助成対象】

| | 飼い猫 | 飼い主のいない猫 |
|------|---------------|----------|
| 助成金額 | 上限8,000円 | |
| 助成対象 | 1年度につき1世帯4匹まで | |

※飼い主のいない猫は、耳の先端のV字カットが必要です。

交付申請から助成金交付までの流れ

- ① 助成金交付申請書を保健福祉センターに提出
- ② 交付決定通知を受け取った後、動物病院にて不妊・去勢手術を実施
- ③ 不妊・去勢手術完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに助成金実績報告書と手術費用の領収書（原本）、助成金交付請求書を保健福祉センターに提出
- ④ 実績報告書を審査し適当と認められた場合、請求書に基づいて申請者に助成金を交付



～お問い合わせ先～

〒781-3601 本山町本山 600 番地
本山町保健福祉センター 担当：川村 ☎0887-70-1060